

**新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金の募集を行います！**

東京都は、地域から新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図っていくため、町会・自治会が主催して行う新型コロナウイルス感染拡大防止に係る普及啓発事業を支援します。この度、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

**1 対象団体**

都内に所在する単一の町会・自治会

**2 対象事業**

町会・自治会が主催して行う「新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業」

- ① 都が作成した、家庭内のできる感染予防法など日常で気を付けるべき対策をまとめたチラシ及び啓発シールを、各戸配布し、町会・自治会内に感染予防対策を周知する。(必須)
- ② 除菌シートや除菌スプレー等の啓発品を購入し、チラシ及び啓発シールと併せて配布する。
- ③ 町会・自治会が感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる物品を購入する。

※令和3年1月18日(月)から令和3年3月31日(水)の間に実施し、完了する事業が対象

**3 助成限度額**

1事業あたり30万円(助成率10/10)

**4 募集スケジュール**

申請受付期間 令和2年12月23日(水)～令和3年2月24日(水)17時必着  
事業実施日に合わせて以下の期限までに申請書をご提出ください。

対象事業期間	申請書提出期限
令和3年1月18日(月)～3月31日(水)	令和3年1月6日(水)17時
令和3年2月5日(金)～3月31日(水)	令和3年1月27日(水)17時
令和3年2月19日(金)～3月31日(水)	令和3年2月10日(水)17時
令和3年3月5日(金)～3月31日(水)	令和3年2月24日(水)17時

**5 その他**

募集に関する詳細は別紙の募集要項をご確認ください。

※詳細は東京都生活文化局のホームページ(下記URL)にも掲載しています。

<https://bit.ly/34fBS4x>

**【問い合わせ先】**

生活文化局都民生活部地域活動推進課  
電話:03(5388)3166

(5) 助成対象となる事業実施期間

令和3年1月18日(月)から令和3年3月31日(水)

(6) その他

・感染拡大防止普及啓発用チラシ・啓発シールの配布は必須です。

※ 物品の購入のみを行う場合は本助成金の対象とはなりません。

・チラシのデータは東京都生活文化局のホームページからダウンロードできます。

・チラシには町会・自治会名及び住民に向けたメッセージを記入してください。

・啓発シールは、申請書記載の必要枚数分を交付決定時に送付します。

・普及啓発対象世帯は町会員世帯のみ、または、全世帯かは問いません。

・申請にあたって、対象経費の見積もりは必要ありません。

・予算の範囲内での助成金の交付となります。あらかじめご了承ください。

2 申請方法

○申請受付期間 令和2年12月23日(水)～令和3年2月24日(水) 17時必着

○申請書類一式を郵送により、下記提出先までご提出ください。

【申請書類の提出先】

東京都生活文化局 都民生活部 地域活動推進課 地域活動支援担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話番号：03-5388-3166

(1) 申請様式について

申請様式は東京都生活文化局のホームページからダウンロードできます。

(2) 申請に必要な書類について

① 助成金交付申請書(第1号様式)

② 収支予算書(第2号様式)

③ 団体の会則

④ 団体の役員名簿

(3) 支払関係書類について

本助成金は口座振替で支払われます。本助成金の申請を提出いただいた団体に対しては、東京都から支払関係書類を送付いたしますので、郵送にてご提出いただきます。

詳細は支払関係書類提出依頼時にご案内いたします。

(4) 概算払いについて

概算払いを希望された場合は、交付決定額の7割を上限として、交付決定後3週間以内に受け取ることができます。詳細は上記(3)の支払関係書類提出依頼時にご案内いたします。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金 募集要項

東京都は、地域から新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図っていくため、町会・自治会が主催して行う新型コロナウイルス感染拡大防止に係る普及啓発事業を支援します。

このたび、以下のとおり募集を行いますのでお知らせします。

### 1 事業概要

#### (1) 助成対象事業

町会・自治会が主催して行う「新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業」

- ① **都が作成した、家庭内でできる感染予防法など日常で気を付けるべき対策をまとめたチラシ及び啓発シールを、各戸配布し、町会・自治会内に感染予防対策を周知する。**  
(必須)
- ② 除菌シートや除菌スプレー等の啓発品を購入し、チラシ及び啓発シールと併せて配布する。
- ③ 町会・自治会が感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる物品を購入する。

#### (2) 助成対象団体

東京都内の単一町会・自治会

#### (3) 助成対象経費

##### ① 新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業に係る以下の経費

- ・感染拡大防止普及啓発用チラシの印刷に要する費用
- ・除菌シート、除菌スプレーなど啓発品の購入費
- ・封入・梱包作業に要する費用
- ・ポストイングに要する費用 等

##### ② 感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる以下の物品購入費

- ・アクリル板                      ・消毒液                      ・非接触型体温計                      ・Wi-Fi 機器
- ・パーテーション                      ・消毒スプレー                      ・サーモグラフィ
- ・フェイスシールド                      ・ハンドジェル                      ・消毒スタンド
- ・マスク                      ・除菌シート                      ・タブレット端末

※ 物品の購入費に限ります。工事費等は対象外です。

※ 購入物品の単価上限額はありません。

#### (4) 助成限度額

30万円(助成率10/10)

※ 申請は1団体につき1回限りです。

### 3 募集スケジュール

募集期間中に以下のスケジュールで交付決定を行います。

各団体の事業実施日に合わせて期限までに申請書を提出してください。

【募集期間】 令和2年12月23日（水）～令和3年2月24日（水）

対象事業期間	申請書提出期限	交付決定時期
令和3年1月18日（月）～3月31日（水）	令和3年1月6日（水）17時	令和3年1月18日（月）
令和3年2月5日（金）～3月31日（水）	令和3年1月27日（水）17時	令和3年2月5日（金）
令和3年2月19日（金）～3月31日（水）	令和3年2月10日（水）17時	令和3年2月19日（金）
令和3年3月5日（金）～3月31日（水）	令和3年2月24日（水）17時	令和3年3月5日（金）

※概算払いを希望された場合は、交付決定額の7割を上限として、交付決定後3週間以内に受け取ることができます。

#### ○申請から助成金交付までのスケジュール（例）

【令和2年】

12月23日（水） 募集開始

【令和3年】

1月6日（水） 申請書類の提出

1月18日（月） 交付・不交付決定

2月8日（月）まで 助成金概算払い ※希望する団体のみ

2月11日（木） 事業実施

事業終了後2週間以内 実績報告書提出

実績報告書提出後1～1か月半 額確定通知送付

額確定通知から1か月程度 助成金支払い

### 4 事業を変更または中止する場合

交付決定後に事業を変更または中止する場合は、事前に東京都の承認が必要になります。まずは電話にて連絡ください。必要に応じて以下のいずれかの書類の提出をしていただきます。

① 変更理由書

② 変更承認申請書（第6号様式）

※事業を変更する場合でも、必須となっている「感染拡大防止普及啓発チラシ及び啓発シールの各戸配布」は必ず行ってください。

## 5 実績報告

事業完了後は、実績報告書（第9号様式）を提出していただきます。

### (1) 提出期限

事業完了後2週間以内（3月末まで実施する事業の場合は令和3年4月6日（火）までに提出してください。）

### (2) 実績報告に必要な書類

- ① 実績報告書（第9号様式）
- ② 決算書
- ③ 領収書
- ④ 配布したチラシの原本1部
- ⑤ 助成金で購入した物品等の写真

### (3) 注意点

- ① 物品の購入にあたり、ポイントカードは使用しないでください。物品購入に伴うポイントの付与が判明した場合、当該ポイント分（一律1ポイント1円換算）を助成対象経費から除外します
- ② 申請団体の役員や団体内部団体への謝礼は対象外となります。

## 6 助成金額の確定

実績報告書を確認し、助成金額の確定後、助成金額の確定通知を送付します。

## 7 助成金のお支払い

額の確定後、助成金額確定金額を口座振替によりお支払いします。概算払いを行った場合、額の確定後にお支払いする金額は、額の確定金額から概算払でお支払いした金額を差し引いた額です。

## 8 問い合わせ

ご不明な点は以下の連絡先までお問い合わせください。

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課

電話 03-5388-3166

第1号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金交付申請書

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金交付申請書について、新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金交付要綱第7の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、当団体は要綱第4 1ただし書に該当せず、第8 3並びに第20及び第21の規定に異議なく応じることを誓約します。

記

1 事業名

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業

2 実施内容

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発を目的に以下の事業を実施する。

※該当する実施概要について、次の中から選んで□にチェックを記入してください。(複数選択可)

※感染拡大防止普及啓発チラシとシールの各戸配布は必須です。

感染拡大防止普及啓発チラシとシールの配布

啓発グッズの配布

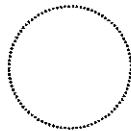
感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる物品の購入

3 期待される効果

地域において新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発を行い、住民一人一人に感染予防対策の徹底を図る。

4 実施予定日

配布 予定日	配布予定が単日の場合は上段、複数日の場合は下段に☑して記載してください。	
	<input type="checkbox"/> 令和3年 月 日に配布します。 <input type="checkbox"/> 次の予定で配布します。(例:「1/23~1/24」等) [ ]	
事業期間	令和 年 月 日 から (準備開始日を記載してください。)	令和 年 月 日 まで (事業終了日を記載してください。)



5 助成申請額及び概算払の希望の有無

助成申請額欄には、第2号様式「収支予算書」の助成金収入と同額を記入し、(千円単位とし、端数は切捨て)概算払の希望の該当欄に○を付けてください。(助成上限額は30万円です。)

助成申請額
, 000円

概算払の希望	
有	無
○	

※ 概算払いを希望された場合は、交付決定額の7割を上限として、交付決定後3週間以内に受け取ることができます。

6 啓発シール必要枚数

\_\_\_\_\_枚

※ 感染拡大防止普及啓発シールの各戸配布は必須です。

※ 必要枚数分の啓発シールを「7 連絡責任者」の所在地等に記載いただいた住所に送付します。

7 連絡責任者 申請を行う町会・自治会又は区市町村の担当者に限ります。

役職名・氏名			
所在地等	〒 _____		
電話番号	自宅・職場 ( )	FAX	( )
	携帯電話 ( )		
メールアドレス			

※ 日中連絡の取れる担当者を連絡責任者としてください。



収支予算書

(単位:円)

科 目	収入内容			金額	
<b>I 収入の部</b>					
1 助成金収入 (1,000円未満切捨て)	新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発助成金				
2 その他収入	自己資金				
収入合計				0	
科 目	支出内容	単価 (税込)	数量	金額 (税込)	備考
<b>II 支出の部</b>					
1 助成対象経費					
(1) 印刷費	普及啓発チラシ印刷費用			0	
(2) 物品購入費	(選択してください)				
	除菌シート			0	
	消毒液			0	
	消毒スプレー			0	
	ハンドジェル			0	
	マスク			0	
	アクリル板			0	
	パーテーション			0	
	フェイスシールド			0	
	消毒スタンド			0	
	非接触型体温計			0	
	サーモグラフィ			0	
	タブレット端末			0	
	Wi-Fi機器			0	
(3) 作業費	封入・梱包作業費用			0	
	ポスティング費用			0	
<b>支出合計</b>			小計	0	
<b>収支差額</b>				0	



第1号様式

東京都知事 殿

会長の私印を押印



申請する町会・自治会名及び町会住所を記入  
(会則・規約で定められた正式な名称)

令和 年 月 日

所在地 新宿区西新宿 2-8-1

団体名 東京一丁目町会

代表者の役職と氏名を記入。規約に役職の定めがなければ「会長」と記入  
※漢字も正確に記入してください

代表者 役職・氏名 会長 東京 太郎



新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金交付申請書

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金交付申請書について、新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金交付要綱第7の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、当団体は要綱第4 1ただし書に該当せず、第8 3並びに第20及び第21の規定に異議なく応じることを誓約します。

記

1 事業名

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業

2 実施内容

新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発を目的に以下の事業を実施する。

※該当する実施概要について、次の中から選んで口にチェックを記入してください。(複数選択可)

※感染拡大防止普及啓発チラシとシールの各戸配布は必須です。

- 感染拡大防止普及啓発チラシとシールの配布
- 啓発グッズの配布
- 感染防止対策を施しながら普及啓発を行うために必要となる物品の購入

感染拡大防止普及啓発チラシとシールの各戸配布欄の☑は必須

3 期待される効果

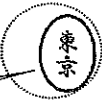
地域において新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発を行い、住民一人一人に感染予防対策の徹底を図る

4 実施

初回の打ち合わせ日を記入してください

全ての支払を完了した日または配布日のいずれかの遅い日を記入してください(令和2年度内にかぎります)

配布 予定日	布予定が単日の場合は上段、複数日の場 □ 令和3年 月 日に配布しま		して記載してください。
	☑ 次の予定で配布します。(例:「1/23~1/31」) (1/18・3/31		
事業期間	令和2年12月23日から (準備開始日を記載してください。)	令和3年3月31日まで (事業終了日を記載してください。)	



収支予算書

会長の私印を押印

(単位:円)

科 目	収入内 容	単 価	数 量	金 額	備 考
助成金額は1,000円未満の端数は切捨てる。端数は「2 その他収入」に繰り入れる。					
「その他収入額」は「支出合計額」から「助成金収入」を引いた額 町会自己資金等の収入の額をそれぞれ記入					
I 収入の部					
1 助成金収入 (1,000円未満切捨て)	新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発助成金			275,000	
2 その他収入	自己資金			358	
収入合計				275,358	
科 目	支出内 容	単 価 (税込)	数 量	金 額 (税込)	備 考
経費の内訳が分かるよう、単価、数量を記入					
II 支出の部					
1 助成対象経費					
(1) 印刷費	普及啓発チラシ印刷費用	5	300	1,500	
(2) 物品購入費	(選択してください)				
	除菌シート	185	300	55,500	
	消毒液			0	
	消毒スプレー			0	
	ハンドジェル	478	300	143,400	
	マスク			0	
	アクリル板	2,500	10	25,000	
	パーテーション			0	
	フェイスシールド	120	20	2,400	
	消毒スタンド	16,799	2	33,598	
	非接触型体温計	6,980	2	13,960	
	サーモグラフィ			0	
	タブレット端末			0	
	Wi-Fi機器			0	
(3) 作業費	封入・梱包作業費用			0	
	ポストイン費用			0	
支出合計			小計	275,358	収入と支出の収支差額は必ず「0」になる
収支差額				0	

## 「新型コロナ感染拡大防止普及啓発事業助成」概要

以下の費用を1町会あたり30万円を上限に助成します（助成率10/10）

- ◇ 助成金の交付決定後、都が作成した啓発チラシのデータを送りますので、町会自治会名と町会からのメッセージを入力し、印刷してください（必須）

### 啓発チラシ（イメージ）

新型コロナウイルス感染対策の要点

- ① 家に帰ったら、すぐに手洗い
- ② 食事の際は、静かに
- ③ 会話する時はマスクをつける
- ④ 喚起を十分に
- ⑤ 手が触れる場所などの消毒
- ⑥ タオルなどを共用しな
- ⑦ 高齢者・病氣療養中の家族にうつさない

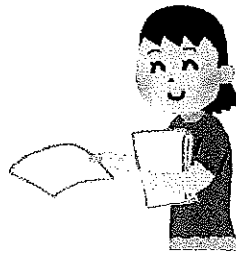
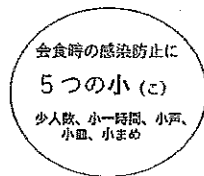
〇〇町会  
家族に持ち込まない行動を意識  
しましょう！等、町会からの  
メッセージも記入

町会・自治会名と、  
住民に向けたメッ  
セージを記入してく  
ださい。

※ 入力や印刷は、ご近所の印刷屋さんなどをお使いいただいてもOKです。

- ◇ 都が作成した啓発シールと一緒に各戸配布してください（必須）

### 啓発シール（イメージ）



※皆さまでお配りいただいても、ポスティング事業者に依頼してもOKです。

- ◇ 除菌シートやハンドジェルなどを購入し、啓発グッズとして併せて配布できます(任意)



※梱包やポスティングを事業者に任せてもOKです。

- ◇ 普及啓発を行うために打ち合わせで必要となるアクリル板やタブレット等の購入もできます(任意)

